

2006 年第 35 號法律公告

《2006 年應課稅品 (調整費用) (第 2 號) 規例》

(由財經事務及庫務局局長憑藉《應課稅品條例》(第 109 章)  
第 6 條而根據《釋義及通則條例》(第 1 章)  
第 29A 條訂立)

1. 生效日期

本規例自 2006 年 4 月 29 日起實施。

2. 牌照及費用

《應課稅品規例》(第 109 章，附屬法例 A) 附表第 II 部現予修訂，在第 6 項中，廢除“290”而代以“335”。

財經事務及庫務局局長  
馬時亨

2006 年 2 月 14 日

註 釋

本規例調高根據《應課稅品規例》(第 109 章，附屬法例 A) 須就臨時酒牌繳付的費用。